

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加賀市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加賀市長

公表日

平成30年10月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及びこれらに基づく条例に規定される事務 ・国民健康保険資格の異動等の届出受理及び確認 ・被保険者の世帯の異動等の届出受理及び確認 ・国民健康保険被保険者証、高齢受給者証等の交付、再交付、更新及び返還 ・限度額認定証等の申請受理、確認、交付、再交付及び返還 ・療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付の申請受理、確認及び支給 ・国民健康保険税の賦課、徴収、減免及び軽減 ・石川県国民健康保険団体連合会が運用する国保情報集約システムとの連携
③システムの名称	住民記録システム、宛名管理システム、固定資産税システム、個人住民税システム、納組口座システム、収納管理システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、高額療養費支給管理システム、介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー、国保情報集約システムとの連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、住民基本台帳ダウンリカバリファイル、宛名管理情報ファイル、固定資産税情報ファイル、個人住民税ファイル、納組口座情報ファイル、収納管理情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、滞納管理情報ファイル、高額療養費支給管理情報ファイル、国保情報集約システム連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(第16、30の項) 番号法表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠)第27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)第20、25、26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話番号 0761-72-7801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 (電話)0761-72-7862

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 寺澤 栄一	保険年金課長 東方 和好	事後	人事異動による修正
平成29年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつの時点の計数か	平成27年9月25日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月25日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年6月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の異動等の届出受理及び確認 ・被保険者の世帯の異動等の届出受理及び確認 ・国民健康保険被保険者証、高齢受給者証等の交付、再交付、更新及び返還 ・限度額認定証等の申請受理、確認、交付、再交付及び返還 ・療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付の申請受理、確認及び支給 ・国民健康保険税の賦課、徴収、減免及び軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の異動等の届出受理及び確認 ・被保険者の世帯の異動等の届出受理及び確認 ・国民健康保険被保険者証、高齢受給者証等の交付、再交付、更新及び返還 ・限度額認定証等の申請受理、確認、交付、再交付及び返還 ・療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付の申請受理、確認及び支給 ・国民健康保険税の賦課、徴収、減免及び軽減 ・石川県国民健康保険団体連合会が運用する国保情報集約システムとの連携 	事前	平成30年度国保制度改革に伴う修正
平成29年6月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、宛名管理システム、固定資産税システム、個人住民税システム、納組口座システム、収納管理システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、高額療養費支給管理システム、介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー	住民記録システム、宛名管理システム、固定資産税システム、個人住民税システム、納組口座システム、収納管理システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、高額療養費支給管理システム、介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー、国保情報集約システムとの連携システム	事前	平成30年度国保制度改革に伴う修正
平成29年6月23日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住民基本台帳ダウンリカバリファイル、宛名管理情報ファイル、固定資産税情報ファイル、個人住民税ファイル、納組口座情報ファイル、収納管理情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、滞納管理情報ファイル、高額療養費支給管理情報ファイル	住民基本台帳ファイル、住民基本台帳ダウンリカバリファイル、宛名管理情報ファイル、固定資産税情報ファイル、個人住民税ファイル、納組口座情報ファイル、収納管理情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、滞納管理情報ファイル、高額療養費支給管理情報ファイル、国保情報集約システム連携ファイル	事前	平成30年度国保制度改革に伴う修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保険年金課長 東方 和好	保険年金課長	事後	平成30年5月21日付様式の変更に伴う修正
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正